

不利益処分

処分名	被保険者に対する不正利得の徴収
根拠法令	国民健康保険法第 65 条第 1 項
所管課	国保年金課（名瀬） 市民福祉課（住用） 市民課（笠利）

1 処分の要件

- (1) 被保険者証を悪意で不正使用した場合
- (2) その他社会通念上、不正と認められる行為を行った場合

2 処分の内容

不正利得の額が、保険者の行った給付の額の全部であるときはその全部を、
保険者の行った給付の額の一部であるときは当該一部を徴収する。